

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第 5（第 44 条）TOICA 乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、(中略) 九州旅客鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社、(中略) 九州旅客鉄道株式会社、 <u>北九州高速鉄道株式会社</u>
バス事業者	(略)	バス事業者	(略)

附則

この通達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。